

## 第9回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成21年8月31日(月)午後2時00分～午後4時30分

場所 大阪市役所 P1会議室

《出席委員》(委員・五十音順)

相川委員 新崎委員 有田委員 楠委員 坂委員 早瀬委員 廣田委員  
松浦委員 矢田貝委員 山内委員 山田委員

《本市出席者》市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長

市民活動担当課長代理、市民活動担当係長

《傍聴状況》1名

《当日資料》資料1～5

開会

(資料の確認)

(山内会長)

前回の審議会以降、2つのワーキング部会で作業を進めていただいて、レポートをまとめていただいております。作業状況をご報告いただきたいと思いますのですが、まずは今後のスケジュールを確認しておきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

(市民活動担当課長)

それでは、資料1「(仮称)市民活動団体等と行政との協働の推進指針」策定および「市民活動推進拠点のあり方」検討の今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

まず、「(仮称)市民活動団体等と行政との協働の推進指針」のスケジュールでございますが、本年度は来年度に向けまして、指針【基本編】の策定をいただくという段取りで進めていただきたいと思います。来年度22年度でございますが、各局各区の職員が協働のルールを活かせるような【実践編】の取りまとめをお願いしようと考えております。本年度の取りまとめということで、6月から8月にかけて3回のワーキングでの検討をいただき、本日の審議会に向けまして、後ほどご説明のある第1次案の取りまとめを行っていただきました。今回の審議を経まして9月にもう一度検討いただき、第10回審議会に向けて【基本編】中間報告(案)の取りまとめをお願いすることになります。

中間報告を受けた後に、広く市民に係わるものとして、公表を行い市民の意見を聴取することになります。さらに委員からの意見をお受けいたしまして、全庁的に係わる指針として各局各区からの意見もいただくことになります。9月の作業の中では、市民の皆さんに公表を前提として御理解いただけるような言葉遣い等もご配慮いただきながら策定いただけたらと思っております。10月末には市民、職員からの意見を取りまとめまして11月には審議会にフィードバックさせていただきます。

審議会では12月中旬に向けて部会での作業を経て、協働の指針【基本編】の素案というこ

とで策定作業をしていただき、12月中旬には審議会として本市のパブリックコメント手続きにかかる指針として市民意見を募集していただきまして、来年の1月の中旬には、協働の指針【基本編】の最終の提言の取りまとめ作業に入っていただき、2月末を目途に【基本編】(案)の答申をいただきたいと思います。本市では答申を受け、「市民活動団体等と行政との協働の推進指針」【基本編】の策定を行い3月中には公表を行ってまいりたいと思います。今年度は、協働の指針の策定にあたり広く市民に知っていただくために、市民フォーラムの開催や庁内での協働の推進体制の整備にも着手していきたいと思います。

次に市民活動推進拠点のあり方の検討のスケジュールであります。今年度は拠点のあり方や機能などを議論いただきまして、来年度末に向けて提言をいただきたいと思っています。来年度22年度には、審議会から拠点のあり方に加えまして運営のあり方も含めた提言ということで拠点施設の整備に必要な調査や基本設計を行っていかれたらと考えております。

本年度のスケジュールにつきましては、施設のあり方や機能といったソフト面を中心に7月から8月に3回ワーキング部会を開催していただき、本日の審議会に拠点のあり方の基本的な考え方のたたき台の策定に向けて作業をいただきました。本日の審議会の意見を踏まえまして、9月にワーキング部会を開催していただき、加筆作業を加えながら第10回の審議会に向けて拠点施設のあり方の中間取りまとめをいただきご報告をいただきたいと思っております。

本市では、中間取りまとめをいただき関係各局との調整を行いながら、具体的な候補施設の検討にも着手していかれたらと思っております。それに伴い、22年度に必要な予算措置も行ってまいりたいと考えております。その後、審議会では中間取りまとめのブラッシュアップをいただき、2月には拠点の機能のあり方の提言をまとめていただきまして、本市に提言をいただきたいと思っております。本市では提言を元に22年度には調査作業に着手していきたいと思っております。その後は、施設改修の基本設計にも着手できればと考えております。以上がスケジュールでございます。

(山内会長)

ありがとうございました。年度後半もタイトなスケジュールになっていますが、ご質問等あればいただきたいと思っております。来年度の予算要求に向けて作業が必要ということでもありますので、ワーキンググループの作業から逆算していくと、このスケジュールになるということですので、特にワーキングのメンバーにおかれましては引き続きお願いしたいと思います。

本日は、ワーキンググループで検討いただいた中身の話になります。まずは、協働の指針について大阪市市民活動協働指針(ワーキンググループ第一次案)としてまとめていただいておりますので、リーダーの早瀬委員より、ご報告をお願いします。

(早瀬会長代理)

前回の審議会の後、2回ワーキングを行い作業を進めております。はじめにのところから第1章から第3章までは、相川委員に原案をまとめていただいて、皆さんと意見交換をしてきています。第4章は私のほうで骨格を示して、協働の意義を示した上で文書化したいと考えてお

ります。最後の第5章については、相川委員に書いていただいている部分がありますので、私のほうで全体を通して話を進めさせていただきますが、後で相川委員とワーキングのメンバーの皆様からの補足をいただきたいと思います。

まずは、ここで議論していただかなくてもいいかも知れませんが、年号標記をどうするか。西暦を加えてやるかどうかをどこかで議論しなければいけないと思っております。

経過としては、平成13年(2001年)に大阪市市民公益活動推進指針を策定したけれど、協働に関する指針がない。それで、協働に関する指針を作ろうということになってきたわけです。

協働の対象については、資料のほうに図を挙げておりますが、市民団体と考えた場合には、こういった表現になるのではないと思います。地縁団体についてはそれぞれ違う性格のものもありますので、こういった表現になるかと思えます。非営利団体だけならこの表現でいいのかも知れませんが、最近は会社形式でやっているところもあるので、そういった組織も今後も含めて考えていかなければいけない。会社法自体には営利とか非営利とかという概念が無くなっていますので、その点を考えると図にすることが難しいので、文章で出してということも考えています。図1のタイトル自体も変えなければいけないかもしれませんが、出来るだけ排除しないで考えたいということでありませう。

第1章として協働とは何かということを文章にまとめました。協働とは何かというのは、全国に様々な文章があって、各自治体でこういう表現になっているというのを事務局にまとめていただいて参考にしながら検討を進めました。

協働とは、異種・異質のものが、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資源などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むことです。その結果として創造的な活動が出来るというのが一つ。基本的にこの協働の指針では、行政と市民活動団体に絞ったものにしてあります。

次になぜ協働が必要なのかということをもとめています。ここには市民のニーズが多様化していて公平で一律にサービスをしているだけでは、ニーズに応えられないということもありますし、いろんな意味で市民活動というのが新しい公共の担い手になるといったことが書かれています。役所に任せるのではなくて、市民自身がまちづくりを進めていくという住民自治というようなことも書かれています。

次に具体的にどのような効果があるかということですが、市民活動団体・行政・市民にとって3つあるわけですが、順番として何を最初に書くのかというのはいろいろとあるかもしれませんが、ここではまず市民活動団体にとってということ、自分たちの活動領域を広げていくというようなことがある。また行政との協働によって市民からの信頼を得ながら事業が進められるという効果があるといったことにしています。

行政の場合には、行政だけでは対応が難しい多様化する市民ニーズに対して、迅速に公共サービスを提供することが可能になり、きめ細かな対応を実施することができるということと、行政が市民から乖離することを防ぐ効果もあるのではないかといいふにしています。

市民にとってということと言うと、市民活動団体と行政側の両方からのサービスを受けられるということと、公共サービスの受け手であると同時に、担い手になるという点もあるのでは

ないかということがあります。

こういう全体を通して、結果的には各主体が成長し、信頼関係と対等なパートナーであるとの相互認識が生まれ、地域全体として課題解決能力が高まる、いわゆる自治能力が高まるということを書いております。

第3章になりますと、協働のための成立要件・原則なのですが、ここには段階があるだろうということで、準備段階・実行段階・全体のプロセスを通じた確認があるのではないかとこのことを挙げてみました。文言については、ワーキンググループでもいくつか議論がありまして、やり取りをまとめたものを記載しています。

準備段階には何があるのかということビジョンを共有する。行政と市民活動団体でビジョンを共有化していく必要がある。また相互理解のもとで進めていく必要がある。また活動を始めて間もない団体等には、活動の場所の支援や情報提供や活動資金の助成等の行政からの支援が必要ではないか。市民活動団体のほうが発展途上ということもありますので、こういったことが、協働するための条件になる。

2段階目の実行ということでは、どちらかが主で従になるような関係ではなくて、対等性を持つことを確認しながら実行していかなければいけない。実行の段階においては、まず目的を明確にしてその上で、目標とか役割分担の合意を図ることにしたほうがいいのではないかとこの意見とこのままでいいのではないかとこの意見があるのですが、いずれにしても共通の目標、共通の目的を持ち合って役割分担をする必要があると思います。今回は【基本編】でしたので、このくらいにしておりますが、これから具体的にしていくのにはもう少し入れていく必要があるのではないかと思います。

最後に全体を通じて大切なのは透明性の確保になります。最終的にはPDCAで回すようなことになるとは思いますが、そこには評価と改善ということをしていかなければいけない。その結果で市民も変わるし、行政も変わることを図2のほうで表しています。

以上の部分までが相川委員に書いていただいたものを皆で意見を出していったところになっています。その後の部分で文言の表現の仕方が違って、第4章の具体的な協働のパターンとして協働関係の整備としているのが、先ほどの準備段階ということになるのかもかもしれませんが、ここには全部で4つ書いています。一つは、相互理解の推進。一つは、市民活動団体の能力開発。それとマッチング体制の整備と条例などの整備、全庁体制の整備ということにしています。ビジョンの共有といったような表現が入っていないので、文書の整理も必要かと思えます。

一つ目が、相互理解の推進ということで、住民も行政の職員も相互に理解していく。あるいは市民の場合は、自分たちが社会を変えられるエンパワメントというようなものが必要になってくるのではないかと思います。5ページの職員研修のところ意識改革＝別紙参照とありますが、NPO活動推進自治体ネットワークという千葉県が事務局をやっている自治体職員のネットワークがあって、一昨年か昨年に協働を進めるための自治体職員の8つの姿勢というものがありまして、それを参考につけようかと思っていたのですが、協働というか一般職員の意識

たいな文章になっているので今回はつけていません。相互理解を進めるということがあって、続いて市民活動団体自身が協働の担い手になるということで力をつけていくということでスタッフ向けのもの。もう一つはNPO自身が孤軍奮闘してしまうとなかなか活動の質を高められないので、ボランティアなどが市民活動団体をサポートするような体制・環境を作っていくことが必要だというのが市民活動団体の能力開発に書いている部分であります。

このあたりは、審議会の意見でそれは何でなのか、どういったことなのかということもご意見いただければいいのですが、資料の6ページにコラムを載せています。社会貢献市場とか市民活動推進市場というようなマーケットを作っていくと、マーケットでのやり取りというのは、ある種の助け合いの面があって、民間の事業というのは企業はその典型ですが、労働市場とか株式市場があるから活発化するので、同じことが市民活動の場にもあるのではないかとということで、支援していく中で一つは市とボランティアがそこに連携できる。その時に市場というところには色んな段階が入っている。色んな価値観がある。変質することを許す、それしか駄目ですということがない。これが面白いことになっていく。

二つ目は、パートナーと付き合うときに一種の自己責任というか、それぞれの判断で自由な展開ができる。

三つ目は、最も評価が難しいのが市民活動だと思いますが、地雷を廃止しようというグループと地域のお年寄りをサポートするようなグループは、どっちがいいのかというのはそれぞれの価値もあるので決められないのですが、支援者が集まるというのは客観的な評価に繋がるという点では面白いということになる。反対に言うと支援者が集まらないのは、自分たちの活動に何か問題があるのではないかとという反省をする機会ができる。そういった客観的な評価というものも必要だと思います。前に楽市楽座構想を作ったときに楽市という言葉があるということになったのですが、やや抽象的なものですがこうなっています。その上でこのあたりが二重になっていまして、市民活動団体自身が自立した力をつけるためにもマーケットが必要だということと、行政と市民活動団体が協働する場合にはマーケット的な話になって、どんな施策を行政が市民活動団体向けに委託先を探して、どんな予算でやるのか分るとかということがあります。2番目の(2)の企画実行段階というのが4ページで言うと実行段階だけになっていますけど、ここでも企画段階からの協働とか補助とか共催、委託とか色んなパターンがある。共催とか委託、補助ということについては、以前大阪府の方が表にまとめたものが8ページにあるのですが、こういった整理でいいのかということも考えていけないと思います。

この流れと全然違うものでいうと、9ページの5番に「買上」とあるのは、委託だと著作権とかが大阪市に移ってしまう。そうでなくて、こういったものを作ろうとやっていって成果物を協働で制作して行って行政がそれを買上げる。著作権をそのままNPOに認めていくような協働もあるという話を出しています。これ以外にも議論で出ていたのは、市民運動的に行政に対してこういうことをしなさい、こういう整理が必要だと持っていくことが、結果的に大阪市の施策を向上させていくことになるような場面もあって、そのことも設計された標語じゃない

ですが、どこかで触れておかなければいけないなということも出ていました。

具体的に言うと、私が今から 30 数年前に誰でも乗れる地下鉄を作る会というボランティアグループの事務局長をしていて、そこで交通局とやり取りをしている中で、日本で最初だったのですが最初の地下鉄のエレベーターが喜連瓜破にできたということで、日本の地下鉄にエレベーターができたのがすごく早い。そういうような関係というか、最初は緊張関係を伴うような関係だったのですが、最終的にはみんながハッピーになれた。そういうことをどこかに盛り込みたいということも出ていました。

最後の第 5 章の協働の質を高めるための提案ということになりますが、「協働に関する第三者委員会」というようなものを作って調停をしていくようなことも必要だし、全体を総合的に調整するようなセクションも大阪市のほうで必要ではないか。市民局と健康福祉局とそれぞれ別々にやっていくのではなくて、全体的にヘッドポーター的に動くようなことがあっていいかもしれないということを出しています。

本日はたたき台ということで、皆さんの意見をいただきながら修正していきたいと考えています。

(山内会長)

ありがとうございました。それでは、少し時間を取って議論を進めていきたいと考えています。細かいところは後にして、全体的な書き方とかこれを盛り込んでほしいとか、大きな話から進めていきたいと思います。

(坂委員)

今、説明を受けたのですが、協働って何というのがこの中からはでてこない。2 ページから 3 ページにかけて読んでみると、なるほどこういうことをしていくのかということはあるのですが、見えないのは例えば何について協働するのかということです。例えば社会福祉のことなのか、あるいは行政で困っていることを市民等から手を挙げれば効率的に行政サービスが良くなるかとかというような項目が見当たらないので、全体的には協働はいいことなのだとすることは表現されているのだけれど、市民の方に示したときに何を協働するのかが分からない。先ほど話したように福祉なのか、何のサービスなのかということです。そういったことが、もう少し打ち出せればということです。

もう一つは、私は大阪市ボランティア協会に行っているのですが、7 ページにありますマッチング体制のところなのですが、実は今年の 3 月頃からマッチングということをお市の委託でやっているのですが、これがうまく進んでいない。情報を求めているのだけれど出てこない。企業のほうもやりたいのだけれど、情報がマッチしない。その情報のやり取りがどこでどうしたらいいのかが行き詰っているという状況ですので、このようなマッチングを施行している 3 月からの仕事を見て、このマッチングというものをどうしたらいいのかというのを検討すべきだと思います。

(早瀬会長代理)

最初のどういう分野でという話なのですが、ワーキンググループ的にはあらゆる領域。福祉

であろうとまちづくりであろうと青少年の健全育成であろうとあらゆる分野であるということだと思います。具体的にイメージが湧かないということなら、過去にこんな例があるというのをリスト化すれば分かりやすくなる。ただ、リスト化すると限定されたイメージになるという思いがあったものですから、その辺はどうしていくのかということは意見交換が必要かと思えます。

それからもう一つ、大阪市ボランティア情報センターがやっているマッチング事業なのですが、で言っているマッチングは、行政と市民とのマッチングのイメージがあったのですが、その前の段階の5ページのNPOと支援者の関係は先ほど言われた大阪市社協がやっているマッチングはそこに入るのではないかと思います。確かに、そういった検証もあっていいのではないかと考えています。大阪市とは別にやっていますが、関西ボランティア情報ネットというボランティア参加に関するネットを大阪ボランティア協会で運営しているのですが、毎日常に700件ぐらいのボランティアの活動状況が載っているような仕組みがあったりしますので、一つはネット上で実現するというのはよくあることなので、そういうことを検証することでも言いかと思えます。

(山内会長)

協働の対象ということについては、例示したほうが分かりやすいかもしれないのですが、むしろ対象を掘り起こす仕組みみたいな話があって、これを行政の各担当が見ても協働関係になるかどうかということまでは、至らないのではないかと。逆に市民の側から見たら、この仕事をうちに回してくれたらもっといいものができるということがあると思えます。企画提案型の仕組みを導入しているところもたくさんありますが、そういった掘り起こすような仕組みといったものも必要なのかなと思えます。

(相川委員)

9ページに少し書いてありますが、事務事業評価などの中で、協働の“芽”を探するという部分をもう少し書き込んで、福祉だけではなく、あらゆる領域に連携を広げていく必要性を強調したいと思えます。

(有田委員)

今、坂委員が言われたことに関連して。領域といった場合に福祉とかいったことではなくて、福祉の中でも当事者性が発揮しやすい領域だったりとか、NPOが現場の声を伝えるという役割があると思うのですが、広く開かれていて市民参加が促進される領域だったりとか、解決のために専門性が必要な領域だったりとか、抽象的ですがそういった表現になるのではないかと思います。私たちがやっている仕事でいうと、フィリピンの子もたちの外国籍の子の教育支援といえば見えにくいけど、教員がタガログ語やスペイン語が必要になってくるときにそういうことの専門性をもつNPOが協力することで、外国籍の子どもの就学支援になるということがあるので、そういう部分をうまく表現して入れてもらえたらなということが一つです。

成立要件原則のところは分かりやすくは見えるのですが、準備段階ということがプロセスの中の準備という部分で、協働することが前提にありきではないという部分に繋がるんですが、

ある課題があって自分たちだけではやれないと思ったときに、まず地域の人や周りの人たちとラウンドテーブルを作って情報交換して、情報を共有化することで解決が済むのならばそれでいいのですが、行政とNPOが協働しないと解決に至らないというようなときに協働が必要になってくると思うので、準備というか協働する前には、地域や分野の似たような人たちで情報交換したり、経験を共有化したりするラウンドテーブル的な仕組みを作って、そこで協働が必要なのかどうかを検討して、次のステージに上がるようなステップになるのではないかなと思います。

(早瀬委員)

こうして読み直してみて、第3章と4章の関係がうまく整理できていない。課題を整理していくとプロセスの問題と運用上のルールの問題とあると思います。

(相川委員)

ラウンドテーブル的なものは必要ですが、今回の指針は、市民活動団体と行政との協働指針であることが前提なので、市民同士が連携して課題を解決する仕組みを、どこに、どこまで書けばいいか迷うところでもあります。書くとするば、3ページの協働の意義のところ、解決する仕組みみたいなどころまで言及するぐらいでしょうか。

また、第3章と第4章の関係についてですが、参考資料として他都市の指針を読む中で、「対等性」ということが安易に使われていることに違和感がありました。今の段階では、市民活動団体と行政とは人材においても情報においても、全然対等ではありません。それを考慮しないで「今日から対等ですよ」といわれてもできる訳がない。そこで、準備段階というか前提として、お互いの流儀を理解したり、理念を共有したりする過程がいる、と同時にしばらくは行政からの支援も必要だろうということで、準備段階という項目を設けました。実行段階のところ、いきなり個々の団体と繋がるということもいけないので、書き方を工夫します。

(早瀬会長代理)

先ほど有田委員がおっしゃったラウンドテーブルというのは、多分、行政と市民のラウンドテーブルということですね。

(有田委員)

ただ、受託する団体とそこだけではなく、似たような人はいっぱい集まってもいいのではないかなということです。

(楠委員)

ひとつ気になったのは、4ページの図に書いてあるビジョンの共有化という言葉です。拠点のほうも同じことをお話しようと思っていたのですが、この書類が誰が誰に向けて出す文章なのかということ、基本的には審議会が大阪市に行政はこうあってほしい、こういう問題意識を持ってほしいということなのです。そうすると、市民団体がどんな大阪市にしたいのか、行政の方と市民団体がどんな大阪市にしたいのかというビジョンを共有するのが先にありきというのは結構難しいと思います。協働とは正に相互理解ということだと思うのですが、やっていくなかで行政がしている施策とか範ちゅうとか守備範囲では守りきれないところを

結構市民とか市民団体等がやっていくことが多くて、逆にそれによって質が上がっていったり、発見したり、行政課題が見つかったりというのが NPO とか市民活動の良さだと思います。行政が分かっている条例とか施策とか福祉施策や教育施策の中であるものをやるのだったら下請けでしかなくて、そこからすると表現の問題だけなのかもしれませんが、ビジョンの共有がちょっと引っかかってくるところです。そこは市民協働のいい部分だと思いますので、最後の 5 章に質を高めるための提案とかあるのですが、ここが協働によって相互にそういう発見があったり、市民側にとっても極端な話、別に行政との関係がなくてもやっていけるよというような団体や市民もいっぱいいらっしゃると思います。そこであえて協働することで質が上がるとすれば何があるというようなことがあればいいと思います。今のような活動の例だけではなくて、政策提言のようなことを中心にやっておられる NPO もあると思いますので、そういう単一型のテーマを追いかけている NPO や市民もあれば、総合的に政策提言とか中間支援的にやっておられるところもあると思いますので、そこは変わってくるかと思いますがうまく入れていければと思います。

(相川委員)

これから大阪市が分権型の社会をつくっていくんだ、とか、市民と協働していくんだという意識を、まず市の職員に持ってもらうことに関して「ビジョン」という言葉で表そうとしたのですが...確かに「ビジョン」では別のイメージになるかもしれません。協働することでなにかしらいいことがあるので、協働を前提にあらゆる事務事業を見直したほうがいいですよ、というようなことを入れたいのです。8月29日の「事業仕分け」に参加したのですが、民営化や協働を勧める仕分け人に対して、担当職員が「これは公務員でないとできません」と主張される場面が多かったので、そうではなく協働の可能性を考えてほしい、ということです。表現については、もう少し考えます。

(有田委員)

先ほど言ったように、ここに準備とプロセスが分かれています。前提条件としては、ビジョンの共有ということがあると思う。まずは課題の認識であったりとか、専門性の違いを認識するところからスタートするとかがあって、実行に移っていくということになってくると思います。

(早瀬会長代理)

まず、3章と4章を整理をして4章はかなり細かいので、3章の中で大枠が整理されたうえで、4章に入っていくというようなことでいいと思うのですが、これが原則というものが逆にできてないので、そこを書いたほうがいいのかもかもしれません。

(有田委員)

原則というのは、さっきおっしゃったような対等性とかビジョンの共有というような原則と成立要件と分けた章にするか項目にしたほうがいいのかもかもしれません。

それと別のところですが、7ページの企画・実行段階のところなのですが、企画形成段階からの協働は、何度も私も言っているし、楠委員がおっしゃっている部分の協働だと思うのですが、ここに補助とか買上も入れるとこれも協働のスタイルだと読んで誤解する人もいるので

はないかと思えます。指針のワーキンググループは補助とか買上とかも協働のスタイルだと思っ  
ていらっしゃるのか。個人的には、補助とか買上とかはそう思っていないので、協働をクロ  
ーズアップしたほうがいいのではないかなと思えます。早瀬会長代理が使っておられる表を活  
かすのだとしたら、補助と委託のところに協働を入れて当てはめていただいたらわかりやすい  
のではないかと思えます。

(早瀬会長代理)

今、ワーキンググループで言っている協働の中身というのは補助も協働だと思えます。広い  
概念の協働と狭い概念の協働かもしれませんが、委託だけ協働扱いすることになりますから、  
同じ協働の目標に向けて補助の場合だったら、行政のほうはそういう仕組みを提供しましょう。  
だけど、実行のほうは市民活動団体が持っている。確かにややこしいのは補助の場合は市民  
活動団体が主語であって行政はサポートするだけです。委託の場合には主語が行政になります  
から、行政が施策を開放するという意味において、それを協働とするならば委託が中心になる  
話になるので、このあたりをどう定義するのか。補助というのは準備段階の話であって、実行  
段階ならば委託をベースにするべきだという考え方も当然あります。もう一つ、全く違うパタ  
ーンで、ボランティアの参画で行政の施策上はスポーツ大会のイベントとかが結構ある。あれ  
は協働ではないのかといったら、まあ協働ではないかと思うのですが、その辺を協働にするの  
かしないのか、この辺りを皆さんがどう考えておられるのかということもお聞きしたい。

(山田委員)

この辺りは、ワーキンググループでもまだ議論しきれていないところ。補助であっても  
共催であっても買上や事業へのボランティア参画であっても、協働型の共催だとか協働型の補  
助にしていこうというのがワーキングでの話です。ただ、話を詰めきれていないのが現状なの  
で、そこをどうするのかというのを皆さんにお聞きしたいところです。

(早瀬会長代理)

歴史的な経緯でいくと、横浜市が最初に作ったときにその辺りの補助とかというのは全て入っ  
ていた。

(山内会長)

補助と委託と共催は、ちょっとレベルの違うものになる。補助と委託は法律用語だが、共催  
は違う。委託の形の補助とか委託の形の共催というのもあって、並列されたように書いてあっ  
ても、実は並列ではないのではないかと思えます。

(早瀬会長代理)

しかも地方自治法上は、委託もなく契約しかない。よけいややこしいところなのですが、  
補助と契約しかない。

(有田委員)

お願いでもあるのですが、是非ここをかなり議論していきたいなと思うのは、皆さんも色ん  
な審議会とかに出席されたりすると思うのですが、行政の方は協働していますとすぐにおし  
やるのですが、私たちがイメージする協働と違うイメージでも協働になってしまうので、やっ

ぱり大阪市が新しくこれから作っていくのであれば、色んなパターンがあるということもあると思うのですが、協働ってこういうことなのだとすることを定義しておいたほうが、お金を出すだけで協働ということではないということが認識付けられることが大切なのではないかと思います。

(山田委員)

前の審議会のときにも、基本的に委託だけが協働ではないということが、皆の共通理解だったと思いますので、整理しないといけないと思うのですが、委託だけが協働というふうには考えたくない。

(有田委員)

政策を作るということでもいいと思います。事業ばかり見ているから、委託とか補助になるので政策を作るということであればいいと思います。

(山田委員)

環境の整備や市民活動団体の能力開発のところ、提言能力を入れているのは、そういった意味合いがあります。そこも反映させながら検討していければと思います。

(早瀬会長代理)

今回の基本編に入るか分かりませんが、協働ではないパターンにはどういうパターンがあるのかを示したほうが分かりやすいかもしれません。

(新崎委員)

有田委員の意見に賛成します。結構、協働という言葉が免罪符的に使ってトップダウンの状況を補助をするという視点は、私自身がボランティアなところで係わっている中でも結構色んなところで感じる場所があります。早瀬会長代理がおっしゃったように、こういう協働の使い方は違うというのはどこかにいれてもらったほうが安心する。並列で出してしまうと、費用を提供しているからやってくださいという下請けということも結構ある。ここで議論されている方は対等にパートナーシップを発揮できる方だと思うので、その段階を一つ超えておられるのだけれど、初めてNPOを作って自分たちでやっていこうと思ったときに、対等ってすごい勇気のいることだと思います。

(相川委員)

おっしゃっている意味は良く分かっていて、どちらの書き方が良いかという選択の問題です。9ページの余白のところに、「この指針の中で、行政職員向けに「こうすればあなたの担当事業が<協働>に近づきます」という書き方をしています。いまの段階では、協働ではないパターンを列記し「べからず集」のようにするよりも、まずは「こうすれば若干でも協働に近づきます」などと芽を伸ばしていくような書き方をしたほうがいいのではないかと、思います。

ただ、早瀬会長代理がおっしゃったように、実行段階が全部並列になっているのはおかしな話です。これはここに入ります、などとマッピングみたいな形で整理するか、狭義の協働と広義の協働の仕分けは必要かもしれません。ただ、今はたとえボランティア募集とか共催みたいな形でも、協働型に近づける努力をしよう、という書き方のほうが、市職員が読みやすいとい

うか、読まれやすいのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

今、ちょっと考えたのですが、縦軸を行政の責任にして横軸を市民の意思決定参画度にするとか、ほかのクロスになるかもしれませんが、そういうことではないかと思う。協働度が高いとか協働度が低いとか、その言葉でいいかは分かりませんが、そうすると位置づけが分かりやすい。思いついたばかりなので、整理はできていないのですが。

(山内会長)

書き方のスタイルが、今の書き方だと提言的になるので指針というのはイメージとしては、市の職員が市民から相談を受けたときにどうさばいていったらいいかというような、ある程度チェックリスト的なものという判断基準になるようなものかと思うのですが、それは実践編で入れるのですか。

(早瀬会長代理)

ただ、基本編からそういう哲学がみえない。啓発書的なものになっている。

(山内会長)

ある特定の業務が協働であるかどうかをみる判断基準というかチェックの項目があって、次の段階としてどういう形態を取るのか、中には色んなものがあるのでどれがなじむのか、そのときには補助とか委託の違いというのがどういうものかというのが知識としてないといけない。ステップバイステップで職員が本当に必要としている形にしないといけない。そうでないと出しても使ってもらえない。

(坂委員)

2ページの何故協働が必要かという項目で、「もはや全国横並びの自治体運営や、「面倒なことは行政にお任せ」という根無し草的な市民生活は、立ち行かなくなってきました。」という部分は良く分かって、下段の「互いの情報や資源、能力などを持ち寄って協働することで、より質の高い公共サービスを生み出すことができます。」という部分の5行ぐらいに絞れば、何故に協働が必要なのかというのがすぐに読み取れて、ほかの部分というのは現在の実態を示しながらここに示しておられるので、ここの項目を実態はこうだと示して、行政のやるべき仕事はこうなんだというような話もあったのですが、文章を入れ替えることで分かりやすくなるのではないかなと思います。あと3ページの第2章に入る前の項目で、「市民の「自己決定・自己責任」による住民自治の拡充を実現し「市民主体のまちづくり」の推進につながるものとなります。」とあるので、こういうところに絞って書けば、何故協働が必要なのかというのが出せて、今現在はこうだからここが改善する余地があるというように指針で書いていただければ、目指すべき協働の意義と今現在の実態の対してここを変えたいということが分かりやすくなるのではないかと思います。

(楠委員)

悩ましい例かもしれませんが、第2章の協働する意義(期待される効果)というのが分かりやすくいいと思ったのですが、2つ目の「行政にとって」というところで、「潜在的な政策

課題が把握でき、公平・平等なサービスを原則とする行政では対応が難しくなりがちな多様化する市民ニーズに対して、市行政として迅速に公共サービスを提供することが可能になり」とあってこれは正にそうだと思います。しかし、各論の先ほどの指針という話なのですが、では、市民活動とかNPOといえは行政が支援できないようなことを全てカバーしてくれるというようにオールオッケーにするのではなくて、それは誰が評価して誰が重みづけをやって誰が人やお金を投入していくのかというのが悩ましいなと思います。それが、7ページにある マッチング体制の整備のA「協働“市場”」の整備のところかと思ったのですが、ここが評価の仕方なり、市民が市民を評価したり格付けしたりするのがいいのかどうかは別にして、最後はそこまでいかないと、実践編のところになるかもしれませんが、行政にジャッジをしてくれといってもやりようがないのではないかなという感じがします。「市場整備」のところでは仲介者・パートナーがいるというコラムの話はすごく分かりやすく大事だと思うのですが、仲介者がいるだけでできるのかということ、その次がどうなのかなと思います。話せば話すほど気になってくるのですが、今日のテーマからはいっぱいかもしれませんが、いい意味で気になったところですよ。

(早瀬会長代理)

株式市場にしても一部上場になる基準があって、だから安心して株に投資できる。いつ潰れるか分からない会社が市場に参入してくると市場にならなくなってくる。同じことがNPOや市民活動団体にもいえて、巨額の負債を抱えながら明日のお金を取りたいために委託料を受けて、渡したはいいが潰れてしまいましたということにはいかなないわけで、その辺のところだと思います。その具体的なことを入れるのかはまだ全然整理できていません。

(山内会長)

行政にとってのメリットで、費用対効果を高める、税金を有効に使えるということがあると思います。

(早瀬会長代理)

現実には競争の原理で市民活動団体も動いているので、そこを書き込まないといけませんが、書き込みすぎると駄目なところもあるので、バランスかなと思います。

(有田委員)

細かい部分になるのですが、2ページの冒頭から「異種・異質の者が」と始まってしまうと異なるものだというのは分かるのですが、経験とか情報の異なるものということで抑えていただければいいかなと思います。

(山内会長)

細かいところは色々あるかと思いますが、今出ている意見を踏まえながら第2次案の作成をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題の市民活動拠点のあり方についての基本的な考え方ということでたたき台をまとめていただいていますので、有田委員から報告をお願いします。

(有田委員)

市民活動拠点のワーキングについては、前回の審議会以降に3回会議を開催しました。審議会の市民活動拠点のワーキングメンバーに加えまして、大阪市内には二つの拠点がありますので、その経験を生かしたいということで大阪NPOプラザを運営されている大阪ボランティア協会の水谷さんとpiaNPOを運営している関西国際団体協議会の高羽さんの二人にワーキンググループに加わっていただいて会議を開催いたしました。具体的に二つの施設を運営しているということがありますので、その二人と審議会メンバーの意識の共有が必要であるということで、1回目の会議には、それぞれの施設の作られた経緯であるとか、運営の特徴・コンセプトといった部分、あるいは施設の検証といったことをしていただきました。会議自体も1回目はpiaNPOで開催し、第2回目は大阪NPOプラザで開催して、拠点施設を活用しました。第2回目の会議では、二つの施設から出された意見を基本に方向性を整理するというので、拠点施設の現状と課題を整理したうえで何故拠点施設が必要なのか、拠点施設に必要な機能とは何かという議論をさせていただきました。議題の内容を事務局に図表にまとめていただき施設について検討しました。ここで重要なのは、市民活動推進拠点とは何かと書いておりますが、この施設は市民活動支援だけではなくて、共同事務所と貸し会議室を併設するということがありますので、そのことの必要性という部分をこの時点で大阪市が設置することの必要性ということを盛り込まないといけないう意見がメンバーから出ましたので、盛り込んでいきます。

私自身が3回の会議をやっている中で少し混乱になったなと思うのは、二つの施設を運営しているのが、大阪ボランティア協会と関西国際団体協議会という施設を運営するために作った組織ではなくて、長年関西でNPO支援をミッションとしてやってきた団体が運営しているので、その事業だとか取り組みと施設が持つ機能が混在してしまう可能性がありました。その整理は難しかったし、それを新たな拠点施設にも求めるのかという部分が、まだ十分には整理しきれていないということ、まずは頭に入れていただいて報告をお聞きいただきたいと思えます。

今回の資料は、3回の議論をもとに事務局にまとめていただいたものに5人のワーキングメンバーに意見を反映して、最後に私のほうで箇条書きの分類をしたということで、指針のワーキングのように執筆をしたという資料ではありません。

まず構成としては、大阪市の市民活動の背景ということで大阪には民の力というのが古来からあって現在にもきちんと息づいているということ、そしてNPO法ができてどう変わったか。そして大阪市の施策としての市民活動支援というものを背景として入れました。しかし、指針のほうでも出たように大阪市の市民活動の支援にはこういう課題があるということを述べています。2点しか無いわけではないですが、市民活動の課題を挙げていたら山ほどあるので、この拠点施設に関連して課題だと思われることのみ書いております。

その中であったのは、やはり行政職員のNPOへの認識がまだ十分ではない。協働や支援が必要だということが共有化されていないという問題。もう一つは、一方で施設のハード面に関することになりますので、大阪市は施策ごとに施設を整理していった。それぞれは事業を活

発に展開されているのだけど、横の連携はできていない。有機的なネットワークになっていないということが課題ではないかということも挙げさせていただきました。

そして、大阪市にある二つの拠点施設の現状というところを述べております。それぞれ、2002年に開設されて運営をしています。実は市民活動支援という施設なのですが、大阪NPOプラザは府の施設の転用に基づいて作られた施設の有効活用。piaNPOは市の遊休施設の活用という中で、たまたまNPOの拠点施設の提案が通ってできたというところで、背景の違いはかなりあります。大阪NPOプラザではインキュベーションを中間支援組織が入って連携しながらやっているということがあって、一方のpiaNPOは拠点を整備しようというところから入っておりますので、少し特徴が違うということは書かせていただきました。

今後この審議会で何故拠点施設を作ろうかということは、二つの施設が2012年には契約の期限が切れるということ。ただし、行政の中でNPO支援のためにできたものではないだけに、継続して使う施策には繋がらない。もう一つの課題は耐震の問題があって、今の市の状況からは改装して使うことはできないということも課題の背景にはあるということがありますので、それで市民活動施設が必要だということになったのだったら、この二つの施設が果たした役割りというものはまとめましょうということを出しております。ですから、拠点施設の役割りではなくて、piaNPOと大阪NPOプラザが果たした役割りということになっていて、しかも今後拠点施設を作りたいということもあるので、その視点からまとめています。NPOが集積することでNPOが可視化できて、NPOに対する理解が促進されたということがあります。協働するために作ったものではないけど、必然的に入居団体間で連携が生まれ市民活動が促進されていった。情報発信ということはいろんな場面の中であるのであえて書いていませんが、NPO情報が広く発信されることで理解も促進されるということももちろんあります。入居団体間が経験を共有化する。公的な場所に入っている、あるいは入居の際の審査をどちらも公開でしていますので、そこに入っていることで信用保証になっているといった点で、信用保証の観点があります。また、企業との連携の促進、地域社会との連携、学校教育では小中学校から大学まであるいは全国からの視察があるということに触れています。そして何よりも大阪市という点から、市民活動の発信を大阪市がやっているという点を強調させていただきました。今後の部分に書いていることは二つの施設運営が何故うまくいったかということがあって、両施設を運営しているのが中間支援組織だからできたということと課題も書かせていただいています。

そして、6からが本題になっていて、大阪市における市民活動拠点施設の必要性ということで書かせていただいています。もうひとつは、7ページにコンセプトとして書いていて、やはりただ単に市民活動促進の拠点ではなくて、共同事務所として拠点がどうあるべきかということと、大阪市が今の時代に作るということはどういうあるべきかということで、NPOと行政の共同推進の総合窓口になることが大事ではないかということを書かせていただきました。コンセプトの(3)は上の二つとは少し違う形になっているのですが、やはり市民が気軽に集まりやすく、利用しやすいという点も必要だろうということも皆さんからも強調されましたので入

れております。特に運営に携わっている二人からは、どちらの施設も遊休施設の活用ということで、1年目は苦勞が多かったと思うので、快適な活動環境というのは入れてほしいという意見も出ましたので入れております。

次の項目からは、市民活動推進拠点に求められる機能ということで7つ挙げておりますが、単に機能が必要だということではなくて、市民活動の促進に向けてということと行政にとってどうなんだろうという二つの視点でまとめております。場があることによる学習機能だったり共同機能であったりとか、情報発信機能、市民活動の促進であるというような点になっております。ただ、冒頭に申しあげたようにここまで本当に必要かどうかとか、運営するのが中間支援組織だからここまでできたとか、これからどういう主体が運営するかによってこの部分はかなり議論しないといけないうふうなふうに思っております。

11ページ以降はハード面に関してなのですが、ソフトの機能を主にということだったので、あまり詳しくは述べていないのですが、共同事務所といった場合に多様な形がある。常設の個室というだけではなくて、信用保証のところでもありましたが、そこに所在するということだけでいいのだとなればメールボックスだけでいいとか、一週間活動するわけではないので部屋までいらなくても資料を置いておいたり時々来て活動したりするような非常設形であったりとか、NPO事務所といっても多様な使い方ができるということが大事ではないかということで提案しています。後は、同じ建物の中で貸し会議室があることでどういうメリットがあるかということと、市民活動施設としてはインフォメーションセンターで情報の受発信・相談機能というようなものがなければ拠点施設とはいえないというようなところを書いております。

最後に13ページの部分は、次の議論になるということで提起に留めております。ハード面の運営とソフト面の運営を一緒にやるのか、別々に担うのかということも検討していかなければいけないのではないかとということで、まとめさせていただきました。以上が資料の説明になるのですが、ワーキングメンバーの皆さんからも一言ずつお願いします。

(楠委員)

ギリギリに最終の意見がまとまらなかったのが、補足の意見を述べさせていただきます。1ページのそもそもの部分なのですが、題名の市民活動推進拠点というところをワーキングの議論の中でも何度か提言させていただいたのですが、市民からするとこれがNPOの拠点とは誰も思わない。市民活動というのは、文化活動やスポーツ活動、芸術活動や地域の自治活動もあり全てが市民活動になる。これは、どこかで何かを書かないと市の中で公式な文章として出た中でいけないのではないかと。逆にそれとの関係でいくと、1ページの一番下の「コミュニティ活動や生涯学習活動、文化活動、環境活動など、施策ごとに施設がある」ということで、体育館、図書館、動物園にしる働く人のための施設、女性のための施設とあるのですが、そういったところにも市民活動の芽はあって、あるいはサークル活動にも市民活動の芽はあって、NPOとか事業活動をするものだけが市民活動ではないということと、どこかで表現したいという意見はあったのですが、なかなかうまくまとめられないなということと、大阪市側ではあまり踏み込めないところもあって活字にしにくいところもあるような感じもしますので、これは

引き続き議論していかないといけないと思います。後ろに区民センターとかクレオとか出てきますので、ここを広げていけばいいのかなと思います。その中で集約施設としてのNPOのネットワーク施設というのはどうあるべきかという話になると思います。

それから課題なのですが、2ページの3の項目の「インキュベーションスペースの利用団体には縮小や休止したりする団体もあることから、育成支援のあり方に検討が必要になっている」ということは、これは事実関係としてはそうだったのですが、文章としてこれを書いてしまうとインキュベーションスペースには問題が多いということになるので、これは表現を変えていただきたいと意見があります。実際はそういう問題があるかもしれませんが、言い切ってしまうとインキュベーションスペースの価値のほうが評価されていない。実際にはNPOにはインキュベーションスペースがあろうとなかろうと栄枯盛衰があって、むしろ発展していくほうをどれだけ増やしていくかが大事だと思います。

それと3ページの(5)企業の社会貢献活動との連携促進のところ、企業人の立場からするとここを強調したいところなのですが、企業とNPOと市民活動との出会いということでは社会貢献活動だけではないので、これは行政とNPOの関係と全く一緒になります。さっきの前半の指針の話と一緒に、やはり同じ立場にたって同じフィールドにいないと気付かないことがあったり、気付きがあったり協働があったりすることが企業にもあります。なかなか難しいですが、お金だけではない社会貢献が寄附の受け入れということにイメージが特化されているようで、これは少し膨らませたいなということを保留させていただきたいなと思います。

それから、有田委員も言われていた7ページの拠点のコンセプトの話で、(3)の誰もが集まりやすい拠点ということですが、これは書けば書くほどイメージが特定されるのでというのは、市の立場からすれば良く分かるのですが、本来のそもそも論としてはネットワーク施設というのは、人が集まりやすく活動する団体にとっても交通至便な場所ということは、本来この部分は死活問題だと思います。時間の問題もありますし、保障ということもあると思います。今の話との関係でいくと、拠点がいるのかいないのかということ、私も整理しきれていないのですが、前半の議論と一緒に、NPOにもたくさんの性格の団体があって、拠点に入ることが必要な団体と、地域に密着して自宅で事務所をやって顔の見回らせる範囲で活動することに意味のある団体と、拠点にあって広く他の団体と交流を持ちながら活動する団体と、NPOに限らず大学であったり教育機関であったり行政であったり企業であったり多セクターと係わることに意義のある団体もあるので、指針のほうでも一部書いていただいています。どこかで整理したものがあつたほうが、市民の方にNPOというのは地域密着で地域にいたらいいのではないかという方がいたら、そういう団体もあるが集約施設に集まる必要がある団体もあるというのを説得できればなと思います。

(有田委員)

私も見落としていた部分があって、社会企業家的なところも入れるようにするべきだという議論もあつたのですが、この資料には書かれていないので入れていけばと思います。

(廣田委員)

市民の目から見た感想で拠点の場所の関係なのですが、市の進め方と民間の進め方が違うなというのがよく分かったのですが、普通は物があり気でこれをどういう風に活用するかとか考えるので、場所によっていろんな性格があるのでこの場所でこの大きさでいかに有効に使えるように考えて話を進めていくのが民間の考え方だと思うのですが、行政のやり方は、こういうことがやりたくてこういう要素を盛り込んだ場所を探しましょうということで、探しておられるんだなということがよく分かりました。大阪市も財政難ですし、事業仕分けに出ても思ったことですが、コストがかかることはもう少しよく考えないといけないと思ったので、市民活動推進の拠点にさせていただくわけなので、会議室がきちんとされていてお金が改修できる、下にカフェみたいなものがあるって人も集まるしお金も回収できる。出て行くお金のコストを回収できるような仕組みを持たせていきたいと思います。市民活動の拠点としてここに行けば、大体の市民活動のことは分かるということも大事なことになるので、拠点施設は是非作っていただきたいと思います。

(松浦委員)

楠委員にもお話いただいた(ネットワーク施設というのは、人が集まりやすく活動する団体にとっても交通至便な場所である)という場合、拠点候補がどのような条件になるのかということが、私も引っかかっている部分ではあります。拠点の場所が、秋以降でないところになるか分からないということですが、事業仕分けに参加して思ったことは、大阪にも使われていない施設というのはたくさんある。そこで、回転率の悪い会議室を持った施設などをリストアップしたときに、それが何故使われていないのか、それを使うとすれば市民活動推進拠点として使えるかどうか、場所自体を有効活用するような考え方に基づいて、遊休施設を使うという考え方もある。それだけではなくて、今あるものをどういう風にイノベーションしていくのかという論点を、今後、秋以降、具体的な場所が検討される際に、具体的な議論ができるのではないかなと思います。

(山内会長)

ありがとうございました。ワーキンググループ以外の方からご意見などがあれば聞いていきたいと思います。

(坂委員)

2点お願いします。まず一つは、3ページの(6)ところの部分で近隣のアート関連施設とありますが、アートという言葉が一般の私どもからすれば何を指すのか分からないので、少し表現を差し替えられたほうがいいのかと思います。

もう一つは、8ページと9ページ、11ページに係わってくるのですが、7ページの7と重複している気がします。8ページの(1)で場の機能というのがここから展開されていますが、後から同じような項目が出てくるので、ワーキングで議論していただきたいのですが私の意見としては、9ページの(4)のところ本来この場は市民活動の育成機能ということで、何のためにあるのかといえば、皆さんと一緒にやりたいという場づくりで情報があれば何でもそこに行く場なのだということを、最初に出せば分かりやすい機能作りの目的に入るのであると思います。

それから、(2)と(5)は情報発信とかネットワーク機能とか言葉は違いますが、中身を読んでいけば同じような項目があるので、もう少し工夫されて情報発信なのかネットワーク機能なのかということをもとめていただければいいと思いました。

それと8ページに戻りますが、(3)の相談・学習機能というのは(1)のところ、行政職員の学習・教育の場としても活用できるということがありますが、こういう相談とか学習とか教育というのは、一つの項目で行政職員の方にも、このような機能があるということでまとめることができるのではないかと思います。

(山田委員)

一つの箇所に拠点を集約する形にするのか、いくつかで考えるのか、それによって市民活動推進の拠点としてハードの部分とソフトの部分でこういうものがあれば市民活動も発展して協働もうまくいくということが出せると思います。書きぶりも変わってくるのかなと思いました。その辺を大阪市がどこまで考えておられるのかお聞きします。

それから、1ページの背景のところ「NPOについても、都道府県知事や市長が認証しているNPO法人数では」となっているのですが、こういう書き方をするのであれば、内閣総理大臣も書かないといけないと思います。

(山内会長)

それでは、山田委員の前半のほうのご質問について事務局からあれば。私も一つ疑問なのは、今は大阪市の系譜の施設と大阪府の遊休施設を利用しているものがあって、この場では大阪市の審議会なので、大阪市がどうしたいかを議論する場なのですが、大阪府のほうは何か考えているのか、あるいはこれから大阪市と大阪府で何らかの協議があるのか、そこも含めてお願いします。

(市民局長)

理念なり考え方はこれでまとめていただくということで、私どももこの部分に関して何も申しあげるものもないのですが、現実問題としてpiaNPOと大阪府の部分が両施設ともいわずれの時点ではこのままの現状では存続できないと事実として受け止めています。そういった意味でも大阪府の施設についても無くなることを前提に大阪市としては考えております。そういった意味で少なくともキャパなり容量としては、少なくとも二つの施設の現状を吸収できるぐらいのスペースがあるのであるということ、施設の具体的ななどというところが可能かどうかということを考えております。そういう意味では、1箇所では多分無理であろうというのが我々の認識です。何箇所かに分けないと、二つの施設にあるものが一つで大丈夫ですよというような施設は、今大阪市が保有している施設では少なくとも利用可能なものではないと思います。利便性とかそういった部分を除いてもないと思いますので、キャパからいくと二つの既存施設が大阪市内におられるということは、我々としては少なくとも当然そういう団体が入るキャパがいるというのは視野に入れていきますし、多分そのキャパでは足りないのではないかとプラスアルファがいるのではないかと考えています。それを前提にすると少なくとも施設の数としては複数箇所必要で、それが近接しているかどうかというや南部と北部とか配置

できるかというのは、今探している作業からいくとなかなか難しいのですが、少なくとも複数の施設を探しているというのが実態であります。

(相川委員)

2点あります。今のお話とも関係しますが、どういう場所にあるかで、機能はかなり違ってきます。たとえば、近隣に別の貸し会議室とかホールとかがあった場合などです。

5ページ目の(7)とか7ページ目の(1)と見ると、政策課題の取組みに特化した団体へのスペース、あるいは先ほどの指針の話でもあつ市民協働の場など戦略拠点としての位置づけと、貸し会議室や市民の利用しやすい施設、という両方の機能を持たせています。これらは、近隣にどういう施設があるのかで大きく変わってくるので、なるべく早く施設の場所を決める必要がある、というのが1点です。

2点目は、遠隔地の人にとっての利便性です。情報を集約することや地域社会との連携、入居団体との連携など、この施設を直接利用する人のメリットは十分に、強調されていますが、大阪市内で1~2箇所の施設だと、交通の便など制約となって、利用したくても来館できない人や団体が出てきます。市の税金を使って整備する以上、その部分を埋めていく努力として、情報の発信など遠隔地の人への配慮も入れておかなければならないのでは。

(矢田貝委員)

ワーキングにも参加できていなくて、こういったたたき台も作っていただいているのですが、ついていこうとしているのですがなかなかついていけないところです。ワーキングの一員になって勉強すれば、自分も理解できて女性会の皆さんにもご報告できるのではないかと思っているのですが、なかなか時間に都合が付かないところです。皆さんご苦労されているのですが、私も今のご報告を聞いて少しずつ理解できるようになったところです。

(新崎委員)

1点お願いします。市民活動協働指針にもあてはまる場所なのですが、1ページの一番下のところに「施設間を有機的につなぎ分野横断的に市民活動のネットワークが出来ていない」といった点」とともに、6ページにも関連することですが、行政にも縦割りとか部署間の協働に関する意識がネックになっている部分も結構あると思います。NPOや市民活動が横断的に係わっていくということと同様に、難しいかもしれないが行政側も分野横断的に対応していくという努力が必要であるという点を、指針のほうでも記載されていたので、その点を加えていただけたらと思いました。

(早瀬会長代理)

今、私の所属先で大阪NPOプラザの管理運営をしているのですが、行政用語で恐縮なのですが、いわゆる普通財産という行政にとっては空き地・空き家であったところを民間に家賃を払ってもらって貸している。いわゆる条例の裏づけが無い施設になっている。ただし、大阪府から家賃の補助金を要綱をもとにいただいているので、勝手に使うのではなくて市民活動の拠点として使うといった規制もきいている。そういうタイプの経営だと開館時間とか会議室の料金というのも後で議会の了解もなしで変えられる。だから非常に柔軟な運営が出来る。しかも、

補助金をもらっているのです、勝手なことできない。普通、公の施設になると指定管理になって条例設置になる。議会の了承なしでは料金の変更などもできない。その辺で、大阪府もかなり変わった方法を取っているのですが、普通財産の施設をそういう方法で使うというのは、おもしろくて柔軟な運営が出来る。ほかの施設でこういう形態を取っているものはないと思うのですが、市民活動施設としては自治的な運営ができるので、その辺のことが手がかかりとしても残ったらいいなと思います。

(山内会長)

7年前には指定管理者制度がなかったからですね。

(山田委員)

補助の予算化はしないといけないんですね。

(有田委員)

一つは、piaNPO のときもそうだったのですが、ハードがあってそれをどう利用するかという議論はとてもやりやすいのですが、市民局長がお話されたように現在探していただいているものをいかに後押しできるものになるかというのがとても大事で、あえて説得をしていただくための書き方をした部分というがあるので、理想的な NPO 施設論ではないですし、二つの NPO 施設の検証と経験を活かすということから書かせていただいています。具体的には大阪市がこれから入居していかないといけないということで 1 ページの NPO 法人数については、今後 NPO 認証事務を大阪市が担っていくことになるので、市内の NPO 法人数を入れていただいています。

委員の皆さんからも意見があったように、運営を NPO がやるにしても行政職員からも出てきてもらって認証業務だけでなく、指針のマッチングの部分の話になるのかもしれませんが、縦割りを打破して行政と NPO を繋ぐというのが、中間支援だけでなく行政の中にも協働推進体制の窓口になることを視野に入れていきますので、6 ページの(9)と(10)は特にそういう意識しているところです。

繰り返しになるかもしれませんが、今、拠点を作ることの意味としては、単なる市民活動の促進だけであれば、大阪市にはたくさん青少年だったり障害者だったり分野ごとの市民活動促進の施設があるので、そういうものではなくてこの施設にはどのような特徴を持たせるかといった点で協働事業を推進していくということにしています。

ただ、まだ書ききれていないと思うところは、入居団体が協働できる団体しか入れないと受け取られてしまいがちになったりとかという部分はやめないといけないと思っています。協働だけではなくて市民活動促進もあるのですが、この施設の特徴をどうやって出していくのかというところを、委員の皆さんからも、このような点で書くとこんな大阪らしい特徴が出せるというような意義のあるご意見もいただきたいと思います。

8 ページ以降については、ワーキングの委員間でも十分に議論できていないので次回までに修正したいと思っています。

それと複数拠点という部分では、局長が話しされたキャパシティの問題もありますがそれ

だけではなくて、ここがセンター的になれてネットワークの中心としているんな拠点施設とうまく連携できないかという意見も出ています。

(山田委員)

7ページの2の2が特徴的なものだと私は思っています。市区関係施設とのネットワークの中心拠点といった部分を議論して書き込んでいただくと新崎委員がお話されているような行政の縦割りの部分もクリアできるのではないかと思います。ただ、拠点のネットワークだけでなく中身のネットワークも必要なところかなと思います。

(新崎委員)

8・9ページの機能のところ、相談学習機能とか市民活動育成機能とあります。今、コミュニティの脆弱化とか機能の低下とか福祉へあまり関心を持ってない方への啓発のところ、地域福祉推進機能とか、もうちょっと具体的に地域の方が福祉にも関心をもっていくというような学習というような形にもステージを整理してもらえればいいかなと思います。相談と学習というのは意識のある方が行って学んでいくわけで、もっとそこに行けば無関心な方も関心を持ってもらえるようなボランティア学習機能とか地域福祉推進のための啓発機能ということも記載してもらえればと思います。

かつて、大阪ボランティア協会で「砦と広場」の理論といったものがよく論議されたことがあります。砦とは、最先端でいろんな情報を提供することであったり、ネットワークをきちっと推進していくという意味です。もう一方で、広場とはいわゆるそういうことに無関心だった方に対して、関わるきっかけ作りというところを、啓発や学習の場を提供するという意味です。先ほど相川委員がお話されたとおり、行けない方にもそういうイメージを持ってもらうためにも、そういうことをあえて入れていただきたいと思いました。

(山内会長)

拠点に関しても、本日出た意見を踏まえてワーキングで検討していただき修正をお願いしたいと思います。

(有田委員)

楠委員がお話された市民活動推進拠点ということについてどう表現したらいいでしょうか。

(楠委員)

一言「NPO」とサブタイトルにでも入れるかですね。市の定義もあるかと思いますのでその辺も踏まえてということになるかと思います。

(有田委員)

NPOとは文章の中でほとんど使ってなく、市民活動団体と書かれているので審議会で統一していただくかになると思います。

(山内会長)

NPOというとNPO法人と捉えられるかもしれないので、あえて市民活動とか市民公益活動とかにするかですね。

(有田委員)

NPO の連携とか、NPO 研究者と企業の関係とかになるとイメージが異なってくる。

( 楠委員 )

集約拠点のあり方なのか、拠点のあり方なら前段で地域密着していることも有りて集約施設も必要だということをごどこかに記載していないといけないかと思う。そこを省くのであれば、集約拠点のあり方とか中心拠点のあり方とかどういう表現になるか分からないが、集約拠点の話からしていけばいいと思います。

( 早瀬会長代理 )

始めの部分でそういう説明があればいいのではないのでしょうか。

( 山内会長 )

ワーキングで適切な表現があれば検討いただきたいと思います。

それでは最後の議題になりますが、市民活動推進基金につきまして審議会の中で確認いただきたい事項があるということなので、事務局からお願いします。

( 市民活動担当課長 )

前回の審議会でも枠組みの説明をさせていただきましたが、改めて説明させていただきたいと思います。まず資料4のイメージ図でタイプ2の区役所の協働事業への寄附枠というものを設けておまして、寄附状況は次の資料になっておりますが、現在区役所へ642件、2,439万円の寄附をいただいております。寄附者意向を大事にするという意味で直近で使われていくことを考えると平成22年度にいただいた寄附をもとに何らかの事業をしていくということになります。

この事業の枠組みとしては、当然区役所が市民活動団体と協働して市民活動を推進するための資金に充てていくということになります。

時系列的にご説明していきますと、9月の中旬あたりに大阪市の予算編成方針が出ます。その後に予算要求ということで、区役所から10月の初旬に事業調書と予算要求調書、チェックシートの3つの調書を基金の主管局である市民局にいただきます。その後、市民局と区役所とでヒアリングを行い、区役所から提出された事業が市民協働型の事業であるかどうか、あるいは基金の条例にマッチしているかということをご踏まえまして検討を行います。

市民活動推進基金の運営委員もおられますが、こちらはどちらかという従来型の団体の基金事業の審査を行うことになっております。区役所型の事業につきましては、審議会の関わりの中でということもございまして、チェックシートにつきまして一度ご覧いただきたいと思っております。

このチェックシートは今までの議論の中でお話もありましたが、いわゆる協働が手段であるということから、協働の効果であるとか、目的、目標、形態の適切化、事業の分担がきちんとされているかということについて、まずチェックを行います。

これを市の内部だけのチェックだけでなく、この審議会の委員の方の中から何名かの皆様にお願ひしまして、協働事業外部アドバイザーということで調書につきまして11月上旬ぐらいに、よりよい協働事業になるようにご意見なりご助言をいただいで、市民局から区役所のほう

にフィードバックして事業を進めていきたいと考えております。先ほど指針の話の中でも出てきましたが、平成22年度にはより実践的なチェックシートを出していくということは考えておりますので、例えば事業の振り返り、事業終了後の検証を踏まえて考えていきたいと思いません。

寄附者意向が一番大切だと思っておりますので、まず平成22年度はモデル的に事業を実施し効果検証をきちっと踏まえながら、平成22年度末には区役所のほうからも事業報告会で報告をいただいて、報告会の中で審議会の委員の皆様ともこの事業がより良くなるようにご意見を交わしていただいて、平成23年度の事業につなげていきたいと思っております。その中で、市民の方にこの事業により寄付をしたいと思っただいて、市民活動推進基金がより大きくなるようにと考えておりますので、これから協働のルール作りを行っていただくところではありますが、御理解をいただきたいと思っております。

前回、市民活動推進基金運営委員の公募をしておりますと報告しておりましたが、筒井由美子さんが市民公募委員として選定されましたのでご報告させていただきます。その他の委員の皆様におかれましては、前回の委員から引き続き、桃山学院大学の石田委員と市民活動団体組織関係者ということで水谷委員、企業関係者で近畿労働金庫の法橋委員をお願いしております。それから、審議会と基金運営委員会を繋ぐ役割りとして審議会から委員を選定いただきたいということでご提案をいただいておりますので、本審議会から新崎委員にご無理を申しあげて基金の運営委員にご就任いただきました。以上5名で、市民活動団体に対する基金事業の審査などに当たっていただくよう考えております。

(山内会長)

市民活動推進基金の中の区役所型について、平成22年度にはモデル的に実施していきたいというご提案でした。ご質問などあればお願いします。

(山田委員)

各区の寄附金額の範囲内で事業を実施していくといったことなののでしょうか。

(市民活動担当課長)

基本的に各区の寄附金額の上限の範囲内で事業を行っていただきます。

(山田委員)

金額はその範囲内で、件数は審査するということですか。

(市民活動担当課長)

件数につきましては、各区役所の事業の状況で大きな事業を一つとか、いくつかの事業を実施するというは各区によって異なってくると思います。

今まで区役所が行ってきた事業でどういう事業が対象になってくるか例として言いますと、福祉団体が障害者と市民の方の交流を図られる事業を実施されているのを区役所が協働したり、子どもの関係でいきますと学校の教室が空いているところを使ってNPOと地域団体と区役所が一緒になって親の子育て講座の事業を実施しております。環境のところでは、花と緑のまちづくり事業というところで、この事業は各区の各事業で展開されるというところで、ゆと

りとみどり振興局でNPOや緑化に携わっておられるボランティア団体の方、あるいは地域活動団体を募集しまして、植える場所、育てる場所あるいはデザインというところを決めていただくのを区役所がその種であったり、道具を提供するというような形での協働型で市民が中心となって企画しているような事業というものがあります。当然私どもがやっております基金の助成事業であるとか公募提案型事業というのを考えているような区役所もありますので、そういったところにも当然充てていきたいと思っております。

(山田委員)

ということは、区役所がテーマを決められるといったイメージなのですね。

(市民活動担当課長)

区のほうで事業の企画をあげていただきます。

(相川委員)

前回の審議会で、区役所で進めている市民協働型事業やチェックシートの考え方と、この審議会で検討している協働指針の理念とが、矛盾というかダブルスタンダードになってしまう懸念について指摘したのですが、まさにそんな風になりつつありますね。

区役所の市民協働型事前チェックシートをざっと拝見しましたが、たとえば、私たちの議論では重要なポイントである情報公開や透明性がチェック項目に入っていません。このシートが先行し、今審議会で行っている指針の議論とバラバラになってしまっているのかどうか。行政当局では、どのようにお考えなのでしょうか。

(市民活動担当課長)

一つは当然寄附者意向もありまして、この間寝かしておくというのは難しいので是非事業をさせていただきたいということと、当然ワーキングのほうでルール作りをやっていただいておりますので、当然事業実施は来年度の4月以降になりますので、その前に事業実施に伴うチェックのやり方とか協働の評価のやり方というのは平成22年度に作っていただくようお願いしておりますので、ご意見をいただいて区役所にも意見を反映していこうと考えております。

初年度ということで一度事業を見ていただいて、その辺のご意見なりご指摘をいただければと考えております。

(山内会長)

チェックシートとかを固めるデットラインというのはいつぐらいでしょうか。

(市民活動担当課長)

9月の中旬になります。大阪市の予算編成の説明が中旬頃に予定されておりますので、その折に区役所に必要な書類の提示をして10月の中旬に集めるという流れになりますので、遅くとも9月の中旬までには結論いただけたらと思います。

(坂委員)

この事業についてこの場で審議をして事業を行うというのは前回かその前の審議会で議論したという記憶がありますので、もう一度そこを確認していただきたいというのが一点です。

もう一つ、大阪市が既にそれぞれの委託している先に、年間こういうところにはこういう業

務をうつすのだということで色々な団体に事業を投げています。今回これの透明性を確保することがこのチェックシートにないということに関係するのですが、これを10月の中旬までにオープンに集めてこれはふさわしい団体だということを誰が判断するのかというのが、私たちが今審議をしているオープンになっていない一つの項目ではないかと、そのように思います。この事業についてこの審議会で判断するということになるのかどうかというそもそも論が前回の議事録でも確認されていますので、そのところも確認していただかないと審議会で確認されたからオッケーなんだというストーリーにはならないと思います。

(市民活動担当課長)

先ほども申しあげましたが、事業に対して外部の方のご意見というか助言をいただくというのが一つのルールであります。当然予算そのものについては市議会もありますので、ここでご意見いただいたものを区役所の予算全体の中で予算編成しまして、区の事業として予算案としてあげて、それが大阪市の予算全体の中で市議会の中で議論いただいて承認いただければ予算がつくということですので、ここで事業そのものを止めるとか止めないとかそういう権限は基本的にはないと思います。

この前の議論でいきますと、そのための仕組みとしてご意見をいただくというところでもありますのでチェックシートにつきましても今回お出ししたところでもあります。

情報公開について、当然予算案全体につきましては当然予算段階で区役所の予算ということでオープンにしておりますので、そこは大丈夫かと思えます。ただ、予算を執行する判断するのは誰がするのかということは、あくまでも市議会の判断であります。

(坂委員)

そもそも論は楽市楽座のときに出てきていて、これを各行政区ごとに区単位に寄附することは認めましょう。やっぱり寄附をする側からすれば、そこに住んでいるあるいは働いている企業がこの地域に特化して私は寄附をしたいのだという器は作ってもいいのではないですかということで、作った経過があると思います。今、市のほうからのコメントも出ましたが、お金の使い方が一般の予算に組み入れたような提案になるということですね。と言うことは、器は違う寄附で集めた器なのだけれど、これを執行するためには一般の予算と同じやり方になる。それを市議会に掛ければいいということならそれでいいのですが、そもそも論の始まりは寄附は全体の部分で集めるという部分と区単位で集める部分があってもいいのではないかと。それを集めた場合、使い方は何に使うのか。寄附をした人の意向を確認してきちっと使うということがあったので、先ほどのチェックシートには寄附をされた方の意向とかが反映されて、この事業を打ち出せばもっと分かりやすくなると思います。

(市民活動担当課長)

今お話された趣旨を踏まえて作成したいと思います。

(山内会長)

チェックの部分で協働事業外部アドバイザーというのがありますが、これは新たにこういう役割りを作るという意味なのか一般名詞的に使われているのか。

(市民活動担当課長)

一般名詞的に使っております。初年度でもありますし、当然寄附者が今後どれくらい続くのかということもありまして、ふるさと納税も昨年度スタートしたばかりでございますので、今年度の集まり具合によって事業が成り立つかどうかということのも、当然見ていかないといけません。そこに市民の方の外部の意見をどういった形で取り入れるかというのは、初年度の事業で本年度の集まり具合も検討してどういった仕組みになるかというのは、審議会にもご相談しながら作っていきたいと思います。初年度は先行的に私どもでアドバイザーの方をご選任させていただいて、ご意見をいただくという仕組みにしたいと思います。

(山内会長)

それは、タイプ1の基金運営委員会とは別のほうが良いということですか。

(市民活動担当課長)

前回にもお話をさせていただいて、基金運営委員会にもご相談させていただきましたが、基金運営委員会のもともとの趣旨に団体の助成の審査がなっておりますので、そこを担うのは別のほうが良いのではないのでしょうかということもありましたので、別にご選任させていただきたいと考えております。

(山田委員)

スケジュール的なものを教えていただきたいのですが。

(市民活動担当課長)

予算要求は9月の中旬に来年度の予算方針が出て、その後区役所に説明をしまして、10月の上旬に区役所から調書をあげていただき、それを一旦基金条例に基づいたものを市民局のほうでヒアリングをさせていただいて、集まった調書を一旦アドバイザーの方にお渡ししてご意見なりアドバイスをいただいたものを区役所に返していきます。それから区役所の予算のほうで、基金を使った区役所の市民協働型事業の調書を作ってください、予算案としてあげる。それを私どものほうで予算案としてあげて、大阪市のほうで市議会に承認いただき事業実施をしていただく。

(山田委員)

事業者は4月以降に公募していくことになるのですか。

(市民活動担当課長)

事業としては4月1日からですが、一旦予算のあがった2月3月で公募であるとかを掛けていくことになると思います。それは区の事情で考えていただいて事業実施していただきたいと思います。

(楠委員)

もともとのところがあまり分かってないのですが、市民協働型事業の実施というのが書かれていて、それを提案するのは区役所なのですね。区役所と市民が企画をするということですか。それとも区役所がこういうことをやったらどうかということ、市民と関係ないところで一旦考えて、取れたら区役所単位でそれぞれ公募するのか。

(市民活動担当課長)

形態はいろいろあるかと思いますが、当然その団体が事業実施にふさわしいかどうかというのは考えていただく必要がありますし、随意契約でいくならその理由を考えていただくことになります。当然公募するケースも出てくると思います。事業企画は区役所が考えていくということを考えております。

(新崎委員)

区の協働型で寄附されているところで、港区の場合は200円になっていて、すごくたくさん1000万円を超えるところもあって、この枠組みで事業を企画するということになってくるのですか。

(市民活動担当課長)

基金事業ですので、当然説明責任が果たせれば、翌年度に繰り越してまとめて事業実施するところもあると思います。区役所全体に5000円の寄附を割ったものがあるので、金額が200円というところも出てきています。偶然港区は、区役所として市民活動推進基金への寄附を募っておられなかったのがこの金額のままになっています。金額的には0として考えてもいいかと思しますので、次年度には事業は実施できないと考えております。

(新崎委員)

区役所から出てきた事業の使い方が違うなというときには、こちらが審査したらいいのですか。

(市民活動担当課長)

基金運営委員のほうは、従来型の市民活動団体に対する助成事業のご審議になりますので、今回基金運営委員にご就任いただきました新崎委員につきましてはそちらに従事していただくこととなります。

(早瀬会長代理)

来年度こんな寄附が集まってくるかわからないので、今年度だけ試行的にされるとして、フェアさの統一化をしたほうがいいと思います。ある種抜け穴的に見られないような今年度だけ試行的に実施して今年度どんな反応があるかみて、来年度までに整備するといった位置づけにしたほうがいいと思います。

(有田委員)

このチェックシートは、区役所の方が書かれるのですよね。以前のアンケートに職員の意識が低いと出ていたと思うのですが、どの水準で出てくるのかというのが見えてきません。これまでに職員の研修で例えば協働とか協働相手の選び方とかいった内容はあったのですか。

(市民活動担当課長)

昨年度、区役所職員を対象に協働に対する職員の意識醸成の研修を行いました。今年度についても、7月より局と区役所の職員を対象として一般概念的な協働に対する研修を行っています。

(有田委員)

指針のほうでも出ましたが、協働ってたくさん出てくるわけではなくて、小さな実績の積み重ねの中で市民もNPOも行政側もこれが協働なんだと実感していくことが大事だと思うので、いい成功事例を作ってほしいなと思います。そのためには協働の相手方がこの表だと結局外郭に投げてしまったりとか、NPOをたくさん知らないの知っていると頼んでしまったりといった形になってしまわないかなという部分の不安があります。もっとアドバイザーなりコーディネーターが機能しないといけないと思います。

(市民活動担当課長)

以前の審議会の中で区役所白書というものをお渡ししていたと思うのですが、これまでに組み込まれた区役所の事業というのが載っているかと思います。あくまでも市民活動団体との基金になります。市民活動団体とは条例に書かれており、当然地域団体は含みますが、俗に言われる大阪市の出資外郭団体は含まれておりませんので、基本的にそこが協働相手にはならないと思っています。

(山内会長)

この申請書を書いていただくことが効果があるかもしれません。

(坂委員)

外部アドバイザーからの意見を求めてできるものだと書いてありますが、審議会から一人出るとして、外部アドバイザーというのは誰になるというのはオープンにされていない。そこで論議というのはこれから公表されると思うが、この審議会で論議したことはネットに載ってオープンになるが、外部アドバイザーの意見なりというのは、どのような形でオープンになるのでしょうか。

(市民活動担当課長)

調書等は公文書になりますので、公開請求等があれば当然オープンにしていきます。実際どういった形でオープンにするのかというのは、他の予算の考え方も併せて考えないといけないので、決まりましたら報告させていただきたいと思います。

(坂委員)

アドバイザーはどなたになるのですか。

(市民局長)

アドバイザーはこれからお願いする予定です。少なくともこのチェックシートに記載されたものは当然情報公開されますし、事業数によりますがインターネットで公開していくのであれば、公開しますという報告になると思います。むしろアドバイザーの意見があれば、アドバイザーの意見はこうであったということもそのまま出せばいいのかなと思います。当然公開するものと思っていますので、時期をどの時期に出すかというのは調整がいるかと思いますが、基本的に出すべきであると議論があれば、市民局のホームページででも公開していきたい。

(山内会長)

外部アドバイザーの氏名も公表されるということですね。この書き方だと審議会の中からもお願いすることがあるということですね。

いろいろ検討事項は残っているのですが、区役所協働型の事業については試行的に実施して、問題点があれば改めていくということをお願いしたいと思います。チェックシートなどにご意見があれば9月の中旬までに事務局まで報告していただきたいと思います。

予定していました議題についてはこれで終了になります。ありがとうございました。